

インターネット上における違法・有害情報等に関する
関係省庁局長会議及び連絡会議の設置について

平成15年9月30日
関係省庁申合せ
平成17年2月22日一部改正
平成17年8月31日一部改正
平成19年10月15日一部改正
平成20年7月1日一部改正

I 趣旨

- 1 インターネットの普及に伴う違法・有害情報の入手の容易化や遭遇機会の増大等が、犯罪や財産権侵害、人権侵害等のITに関連する新たな社会問題の発生を助長していることから、国内外のインターネット上の違法・有害情報に係る基本的対策（IT業界における対策、違法・有害情報に対する相談窓口、情報モラル教育の充実強化等）のうち重要なものについて、今後の政策の方向性等の議論を深め、認識の共有化及び連携の強化を図るため、関係省庁申合せにより違法・有害情報に関する関係省庁局長会議（以下「局長会議」という。）を置く。
- 2 また、局長会議における議論の結果や、その他の国内外のインターネット上の違法・有害情報やITに関連する様々な社会問題の実態把握や対処方法、国民への周知等のうち広く各省庁に関連するものについて、当該省庁間の緊密な連絡・連携を図るため、関係省庁申合せにより違法・有害情報に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

II 構成

- 1 局長会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要と認めるときには、構成員を追加することができる。

議	長	内閣官房副長官補
構	成	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
		警察庁生活安全局長
		総務省総合通信基盤局長
		法務省大臣官房審議官
		文部科学省生涯学習政策局長
		経済産業省商務情報政策局長

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要と認めるときには、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
構成員	内閣府大臣官房企画調整課長 公正取引委員会事務総局官房総務課長 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長 金融庁総務企画局参事官 総務省総合通信基盤局消費者行政課長 法務省大臣官房参事官 外務省大臣官房情報通信課長 財務省大臣官房審議官 文部科学省生涯学習政策局参事官(学習情報政策担当) 厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官 農林水産省大臣官房情報課長 経済産業省商務情報政策局情報経済課長 国土交通省総合政策局情報管理部情報政策課長 環境省大臣官房総務課長
オブザーバー	内閣官房内閣参事官（情報セキュリティセンター） 内閣府政府広報室参事官

Ⅲ 議事及び庶務

- 1 IT担当大臣は、必要に応じて、局長会議に出席することができる。また、関係閣僚は、IT担当大臣の求めに応じて、局長会議に出席することができる。
- 2 局長会議及び連絡会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 局長会議及び連絡会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて、議長は局長会議及び連絡会議にワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループは、関係府省の職員をもって構成する。
- 4 局長会議及び連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、局長会議及び連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。